

海老名・座間・綾瀬3市エリアプロモーション連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 海老名市、座間市及び綾瀬市（以下「3市」という。）におけるシティプロモーションの取り組みに当たり、3市が円滑かつ緊密な連携を組み、3市エリアの魅力を強力に発信するほか、シビックプライドの醸成、3市エリア外のファン獲得の推進に資するため、海老名・座間・綾瀬3市エリアプロモーション連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事務について所掌する。

- (1) 3市の広域的なエリアプロモーションに必要な事業の実施に関すること。
- (2) 3市の広域的なエリアプロモーションに必要な調査研究及び研修に関すること。
- (3) 3市の今後の広域的なエリアプロモーションにかかる情報交換に関すること。
- (4) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、3市のシティプロモーション担当課の長及び担当者を委員として組織する。

(会長、副会長及び監事)

第4条 協議会に会長、副会長及び監事を置く。

- 2 会長、副会長及び監事は、別表輪番のとおりとする。
- 3 会長、副会長及び監事の任期は1年とする。

(会議)

第5条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 協議会の会議は、会長が必要に応じ招集する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 会長は、必要と認めた場合に3市の関係課職員又は委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、会長市のシティプロモーション担当課に置く。

(経営責任)

第7条 本協議会が事業推進において主体的な役割を果たすが、経営責任については、3市がそれぞれ担う。

(経費)

第8条 協議会が実施する事業の経費は、各種助成金、補助金のほか、構成市の負担金をもって充てる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

別表（第4条関係）

	会長	副会長	監事
平成28年度	綾瀬市	海老名市	座間市
平成29年度	海老名市	座間市	綾瀬市
平成30年度	座間市	綾瀬市	海老名市
平成31年度	綾瀬市	海老名市	座間市
平成32年度	海老名市	座間市	綾瀬市